

不法投棄は犯罪です

リサイクルの推進が必要となっている今日、一部のモラルのない人が廃棄物の適正な処理を行わず、みだりに路上、山林、河川敷、空き地などへ捨てる不法投棄が後を絶ちません。『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』では、第16条で『何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない』と定め、不法投棄を禁止するとともに、その罰則として、第25条、第32条で「5年以下の懲役または、1,000万円以下の罰金（法人の場合は3億円以下）」と定めています。

廃棄物は、決められたルールに従って処理しなければなりません

《ごみが捨てられてしまうと...》

ごみはごみを呼びます。一度ごみが捨てられ、それをそのまま放置していると、次から次へと捨てられてしまいます。

皆さんのが所有する土地等で管理が届いていないと、ごみを捨てる者にとっては格好のごみ捨て場になってしまいます。

捨てられてしまったごみについては、その行為者がわからない場合、管理者（土地所有者又は土地使用者）が処理することになります。

土地の管理者にあっては、ごみを捨てられないために、管理する土地の下刈りを行ったり、土地の周りに柵等を設置するなど自衛策を講じ、適正な土地の管理をお願いします。



《市の不法投棄防止対策》

市では、環境監視員（6名）及び市担当職員が日常的に監視・パトロールを行い、不法投棄の未然防止、早期発見・早期対応に努めています。

また、市内の日本郵便と協定を結び、不法投棄行為を発見した場合、直ちに市に情報を提供してもらうことによって、早期対応を図ることとしています。

私たちの生活環境を守り、この美しい自然を次の世代に引継いでいくため、私たちの一人ひとりがごみに対する意識を高め、不法投棄をしない、させない、ごみのない環境をつくっていきましょう。

(問い合わせ先)

雲仙市環境水道部環境政策課

TEL：0957-38-3111

FAX：0957-37-2131